

平成 29 年

新 城 市 教 育 委 員 会

3 月 定 例 会 会 議 録

新 城 市 教 育 委 員 会

平成29年3月新城市教育委員会定例会会議録

1 日 時 3月23日(木) 午後2時35分から午後5時00分まで

2 場 所 本庁 東庁舎 会議室

3 出席委員

和田守功教育長 安形茂樹教育長職務代理者 川口保子委員
花田香織委員 原田純一委員 夏目みゆき委員

4 説明のため出席した職員

請井教育部長
林教育総務課長
夏目学校教育課長
佐宗スポーツ共育課長
長谷川スポーツ共育課参事
菅沼スポーツ共育課参事
加藤文化課参事
林文化課副課長
岩山文化課主任

5 書 記

杉浦教育総務課副課長

6 議事日程

開 会

日程第1 2月会議録の承認

日程第2 3月の新城教育

(1) 教育長報告

(2) 3月の行事・出来事

日程第3 議案

第1号議案 新城市教育委員会事務局組織規則の一部改正について(教育総務課)

第2号議案 新城市立小学校及び中学校における就学すべき学校の指定に関する規則の一部改正
について(教育総務課)

第3号議案 新城市教育委員会決裁規程の一部改正について(教育総務課)

第4号議案 新城市教育委員会表彰規則の一部改正について(教育総務課)

第5号議案 新城市立学校管理規則の一部改正について(教育総務課)

第6号議案 新城市文化財の指定について(文化課)

第7号議案 新城市鳳来寺山自然科学博物館学術委員の委嘱について（文化課）

第8号議案 新城市設楽原歴史資料館の管理及び運営に関する規則の一部改正について
（文化課）

第9号議案 新城市長篠城址史跡保存館の管理及び運営に関する規則の一部改正について
（文化課）

第10号議案 新城市鳳来寺山自然科学博物館の管理及び運営に関する規則の一部改正について
（文化課）

日程第4 協議事項

- （1）新城市教育委員会表彰事務取扱要綱の一部改正について（教育総務課）
- （2）学校運営協議会を設置する学校の指定について（教育総務課）

日程第5 報告事項

- （1）平成29年度体徳知の教育活動推進事業研究委嘱校について（学校教育課）

日程第6 その他

- （1）平成29年度教育委員会会議等の日程について（教育総務課）
- （2）平成28年度退職辞令伝達・感謝状贈呈式（学校教育課）

3月31日(金)午前11時00分から 勤労青少年ホーム集会室 ※駐車場 新城小

- （3）平成29年度発令通知・補職辞令交付式（学校教育課）

4月3日(月)午前10時00分から 勤労青少年ホーム軽運動場 ※駐車場 新城小

- （4）平成29年度教育委員会辞令交付式（教育総務課）

4月3日(月)午前11時15分から 勤労青少年ホーム軽運動場

- （5）教育委員会歓送迎会について（文化課）

4月3日(月)午後6時30分 湯の風 HAZU

次回定例会会議（案） 4月27日（木）午後2時30分

（鳳来開発センター1階生活改善実習室）

○職務代理者

では、時間になりましたので平成29年3月の定例教育委員会会議を始めたいと思います。

本年度最後の会議になります。議題がたくさんありますので、できるだけスムーズな進行に取り組んでまいりますので、よろしくお願いいたします。

日程第1 2月会議録の承認

○職務代理者

最初に、会議録の承認をお願いします。

日程第2 3月の新城教育

○職務代理者

それでは、日程第2の3月の新城教育に移りたいと思います。教育長報告をお願いします。

○教育長

人生第二の変声期に入ったせいか、花粉症のせいでちょっと声変わりしておりますけれども、お聞き苦しい点はお許してください。

過日、著名なある人物に、川売の里、木下梅園、それから長篠の河津桜等を御案内しましたら、大変感動してみえました。こんなに素晴らしいところが新城にはあるのかということでありました。

今回の文化協会の機関誌にも、巻頭で新城の文化財のことを書かせていただいたんですけども、やはりその価値、素晴らしいものがありますので、我々がしっかり認識して配信していくことが大事だなと思います。

冒頭、いいお知らせを二つ。先だって県のストップいじめの標語募集がございまして、20万件の中から、新城の八名小学校3年の松井彩海さんが、小学校の部で選ばれ全国に出品されました。その句は、「うつむいた あの子に今日は 何はなそ」と。「うつむいた あの子に今日は 何はなそ」。この句がポスターに載せられまして、県下一円の小中学校に配布されます。非常にいい句だなと思います。

それから二つ目ですけれども、「おんな城主 直虎」、大河ドラマになりまして大変話題を呼んでおりますが、黄柳川小学校の6年生の子どもたちが、学区に柿本城があって、地域の方々が一生懸命整備をされ、私たちがその城址に行っているいろいろなことを覚えましたということを、NHKに手紙を出しました。私どもも、井伊谷三人衆が本当にこの大河ドラマの中に登場するのかどうかとひやひやしておりましたけれども、NHKから返事が届きました。一部紹介しますと、「柿本城址の近くの小学校で皆さんいらっしゃるとのこと、大河ドラマの「おんな城主 直虎」には井伊谷三人衆の一人鈴木重時も登場する予定です。」という返事をいただきましたので、大変心強く感じました。中宇利の宇利城の近藤康用が登場するかはわかりませんが、やはり子どもたちの声ということで、NHKが誠実に対応してくれたのをうれしく思います。

それでは、まず別添で、平成29年度の教職員定期人事異動の概要ということで、先だって臨時教育委員会会議で内示資料を協議いただいたわけですけれども、再度ここで報告したいと思います。

平成29年度の学校数ですけれども、小学校13校、中学校6校の19校となります。

教職員数は、全部で325人です。

今回の異動規模ですけれども、事務局を含めまして345人中123人の異動ということで、異動率が

35.7%です。大体30%ちょっとというのが普通ですけれども、今回、作手の南北校舎が統合するということで、少し高くなっております。

その内訳ですけれども、退職者は16名です。内訳は、定年が12名、勸奨退職が2名、自己都合退職が2名ということでございます。そして、29年度の新任教員採用は4名です。それから、小中学校の交流人事は、23人です。小学校から中学校へ11人、中学校から小学校へ12人です。

それから、女性役職者の数ですけれども、20人ということで、全役職者数の23%であります。

特別支援学級につきましては、本年度より4学級増えまして35学級になります。小学校が24学級、中学校が11学級であります。

こうした異動を通じまして、平成29年度の共育の充実、それから新指導要領への備え、そして働き方の意識改革、また今日の課題である不登校、いじめ、キャリア教育、英語教育などにつきまして、一層の、しっかりとした地についた歩み、そしてパワーアップを図ることができたらということをお願いしております。

2点目は、新城市の職員の人事異動についてでございます。

市役所の部課の編成がございまして、教育委員会組織も今の4課体制から3課体制ということになります。教育総務課、学校教育課、学校教育関係はそのまま2課を維持しますが、社会教育関係、文化課とスポーツ共育課が一つになりまして、生涯共育課になります。

それから、委員会内の部課長の異動でございますけれども、請井部長、林教育総務課長が留任でございます。佐宗スポーツ共育課長は作手支所長に、後任の生涯共育課長に、前に教育総務課長でおいりました櫻本課長が来ます。共育の長谷川参事は建設部の参事に異動します。後任には熊谷参事がまいります。以上が教育委員会関係等の異動でございます。

3点目ですけれども、小中学校の卒業式、3月3日に中学校、3月16日に小学校が行われまして、明日、3月24日に修了式が行われます。卒業式のそれぞれの様子につきましては、先ほどの研修会でお話いただきましたように、それぞれ厳粛に落ち着いた雰囲気の中で、そして晴れやかに行われたということでございます。

平成28年度を振り返りまして、大きな事故等、災害等もなく、そして教育、スポーツ等においても成果を上げてきた1年であったなと思います。それぞれ、現場の教職員の皆様方、事務局の職員の皆様方、教育委員の皆様方のおかげだと思います。ありがとうございました。

4点目ですけれども、3月17日に行われました県立高等学校の入試の合格発表でございます。

有教館高校に統合されるということで、中学校の先生方、あるいは市民の皆さんも関心が高かったわけでございます。

市内にあります新城東高校、新城高校、作手校舎の合格発表の状況でございますけれども、まず作手校舎については、市内で20人以上という制約があるわけですけれども、市内からは30人以上の子どもが入学しております。定員もオーバーしました。

それから、新城高校におきましては、農業関係においては定員オーバーと、ただ商業と家庭科においては定員割れが生じたということでございます。

そして新城東高校ですけれども、大丈夫だというふうに我々も中学校の校長先生方も思っていたのですが、最終的に、残念ながら欠員が4人という状況になりました。なんでこんな結果が生じたのか、正直、これから分析してみないとわからないわけなんですけれども、志願者数を見ますと、第一志望

が149名、第二志望が111名ということで、第一志望の149名はそのまま新城東に行くだろうと。しかし、第二志望の111名の中から1割ぐらゐは絶対行くだろうと踏んでいたにもかかわらず、7名しか行かなかった。あとの104名は行かなかったというこの現実、この内実についてしっかり分析する必要があるなと思います。

ただ、地元の中学校からは100名以上の子どもたちが行っておりまして、例年にも増して多くの子どもたちが新城東高校に合格しました。そうしますと、豊川からの合格者が少なかったのかなということが推測されますけれども、これからしっかりとその内実を見きわめていきたいと思います。

ただ、ことしの中学校3年生が490人であったわけですが、来年の中学3年生は425人ということで激減します。そんな中で来年度の高校進学のある方、あるいは有教館高校に向けての動きといったものをしっかりと検討、研究していく必要があることを強く感じます。

そのほか、市民文化講座の池上彰さんの講演会には、市内の中1、中2の全生徒が参加しました。それなりに大きな示唆を受けたのではないかなと思いますし、今度の日曜日には作手小学校、つくで交流館の竣工式、竣工報告会が行われます。そんな中で、新しい作手の共育の方向性といったものをしっかりしていきたいと考えております。

以上です。

○職務代理者

ありがとうございました。

教育長報告につきまして、何か御質問や御意見がありましたらどうぞ。

ないようですので、次の3月の行事・出来事に移りたいと思います。

最初に教育総務課、お願いします。

○教育総務課長

それでは、教育総務課から、3月の行事・出来事につきまして、御報告させていただきます。

3月につきましては、資料に書いてあるとおりでございます。議会の最終日が17日ということで無事終了いたしました。

市職員の異動内示につきましては、17日に発表され、今、教育長から報告があったような異動であります。また市職員の退職の辞令交付式が31日に行われます。

4月ですが、3日に市職員の辞令交付式、教育委員会の辞令交付式を行います。

また、20日、21日と、東海北陸都市教育長協議会がありますので、教育長が出席いたします。

27日には、定例教育委員会会議がございますのでよろしくお願いいたします。

それと3月26日、今度の日曜日ですが、先ほど教育長さんが言われましたが、作手小学校、山村交流施設の竣工式、竣工報告会がありますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○職務代理者

学校教育課、よろしくお願いいたします。

○学校教育課長

学校教育課の3月の予定は、ここにある表のとおりでございます。

中でも、3日の中学校卒業式、16日の小学校の卒業式、いずれにしましても天候に恵まれていい卒業式ができました。特に中学校の卒業式では、不登校の子どもたちも個別の対応によって送り出すこ

とができました。

31日は、退職者の辞令伝達式及び感謝状贈呈式を行う予定です。また後ほどご連絡させていただきます。よろしくお願ひします。

4月です。3日月曜日が平成29年度の教職員の人事異動にかかわる発令通知式を行います。これもまたご連絡させていただきますので、よろしくお願ひします。

6日が小学校の入学式、7日が中学校の入学式となっております。

以上でございます。

○職務代理者

では、スポーツ共育課、お願ひします。

○スポーツ共育課長

最初に、スポーツ係から御報告いたします。

3日でございます。市民鳳来地区ゴルフ大会、これは毎年継続して3月3日に実施している市民ゴルフ大会でございます。今回26回目ということでございますけれども、金曜日ということもありまして129名の参加でありました。途中、チャリティーホールを設けまして募金を募り、この日集まった金額8万4,800円を社会福祉協議会のほうに寄附しております。

6日、27日でございますけれども、バスケットボール教室、三遠ネオフェニックスのコーチと選手によりますバスケットボール教室を統合中学校で開催しております。27日は来週になりますけれども、こちらのほうは新城中学校の体育館をお借りして開催する予定でございます。

土日、祭日、夜の開催でございますけれども、11日の土曜日、こどもすぽー一つくらぶのお別れ会を開催いたしました。この1年間くらぶ員42名が7月から数えまして9回開催し、平均出席者数が25人、この11日はウォーキング、宝探し、表彰式、最後に参加者全員が豚汁を食べて解散という行事を行いました。

来月の主な行事といたしましては、11日にスポーツ少年団の指導者連絡会議がございます。土日、祭日でございますけれども、14日に平成29年度の体育協会通常総会、そして16日には春季市民体育大会の総合開会式が桜淵のグラウンドで行われます。

以上でございます。

○スポーツ共育課参事（共育）

続きまして、共育関係の報告をさせていただきます。

まず、6日の月曜日ですが、市の青少年問題協議会、21日火曜日には市の社会教育・公民館運営審議会が開催されました。年間の事業報告、来年に向けての協議等をさせていただきました。

土日、祭日、夜ですが、5日の日曜日に市子連によります壁新聞コンクールの表彰式を行いました。市長賞、議長賞、教育長賞、社会福祉協議会長賞、中日新聞社賞、子ども会連絡協議会長賞、それから佳作6賞の全12点につきまして表彰を行いました。表彰をうけた壁新聞につきましては、表彰式の後、5日から19日までピアゴの2階の掲示コーナーに掲示させていただきました。20日から30日までは新城図書館に掲示をさせていただいています。

10日金曜日ですが、子ども会連絡協議会の常任理事会が開催されました。来年度の役員等の配置について、理事会では来年度も服部会長に継続をお願いすることで、新年度の総会にかけることとされました。

11日土曜日、12日日曜日には、二日連続で親子ふれあいパン作り教室を開催しました。親子8組の枠で募集しましたが、大変人気があり参加できない親子もありました。11日では子どもが11人、大人が8人、12日は子どもが10人、大人が8人の参加を得てパンづくりを体験していただきました。

続きまして、来月の行事ですが、主なものとしては、21日の金曜日に愛知県の公民館連合会の役員会が開催されます。

土日、夜では、12日の水曜日に市PTA連絡協議会の新旧役員会・理事会があります。ここにおきまして、総会に諮ります役員の人事案を決定します。

16日の日曜日には、市の子ども会連絡協議会の総会を開催いたします。

以上です。

○スポーツ共育課参事（図書館）

図書館係から報告させていただきます。

まず3月については、今度の土曜日、25日ですが、ドリームサロンの飾りつけを行います。ボランティア講師によりまして、春の飾りつけを行います。

来月ですが、27日に公立図書館長協議会定例会が開催されます。

それから、日曜日、9日ですが、パステルアート教室、来年度もこのパステルアート教室は月1回開催を予定しております。募集いたしましたところ、30名の子どもさんの応募がございました。

1点御報告ですが、寄附金を本年度いただきましたので、それによりまして図鑑を整備いたしました。図書館のエントランスに貸し出しできるように整備しておりますので、またごらんいただきたいと思えます。

以上です。

○職務代理者

文化課、お願いします。

○文化課副課長

文化事業、その他施設について説明させていただきます。

今月、4日に池上彰氏の市民文化講座を開催しました。

来月、12日水曜日から5月29日まで、長篠村・昭和の戦争展を長篠城址史跡保存館で行います。

22日土曜日から9月3日の間ですが、日本の砲術展を設楽原歴史資料館で開催します。

29日に設楽原歴史資料館まつりを開催します。

以上です。

○職務代理者

自然科学博物館、お願いします。

○文化課参事

平日になりますが、1日から31日までの1カ月間、「みんなの博物館」という特別展を開催します。これは、友の会が40周年を迎えたということも兼ねた展示会になります。

2日には、東三河ジオパーク構想の専門部会を開催いたしました。29日には、同じく準備会を開催予定にしております。

土日につきましては、5日に博物館友の会の40周年の記念式典を開催いたしました。

25日には、ジオガイドの養成講座を予定しております。

次に来月の土日の予定ですが、16日に、学術委員及び友の会の総会を予定しております。

22日にはジオガイドの養成講座を予定しております。

あと、29日には学習会、第1回目になります。県民の森のホソバシヤクナゲの観察会、そして、同じ日から特別展「ジオから見る戦国の舞台」の開催を予定しております。

以上です。

○職務代理者

ありがとうございました。

では、ただいまの3月の行事・出来事につきまして、御質問、御意見等ありましたらお願いします。よろしいですか。

では、ないようですので、日程第3の議案に入りたいと思います。

日程第3 協議事項

○職務代理者

議案がたくさんありますが、これは一つ一つ進めていったほうがよろしいですね。

では1号議案から10号議案までありますが、最初に1号議案の教育委員会事務局組織規則の一部改正について、教育総務課、お願いします。

○教育総務課長

それでは、今回教育総務課から5議案を予定させていただいております。順次御説明しますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、4ページをごらんいただきたいと思います。

第1号議案、新城市教育委員会事務局組織規則の一部改正についてでございます。

こちらにつきましては、平成29年度組織機構の見直しによりまして、教育委員会の課のスポーツ共育課と文化課が一緒になり生涯共育課になりますので、その組織の見直しにより、今回改正するものでございます。

5ページを見ていただきますと、新旧対照表がございますので、そちらで御説明させていただきます。左側が新で、右側が旧になります。

第2条のところですが、スポーツ共育課と文化課が合わさりまして生涯共育課になりますので、課の設置というところで生涯共育課に改正しております。

あと、その関連で、別表の事務の取り扱いについて、6ページの下段のほうですが、新たに生涯共育課になりますので、そちらの事務につきまして、今までスポーツ共育課と文化課が持ち合わせました事務が合わせた形の改正となっております。

こちらの施行につきましては、4月1日からの施行でお願いしたいと思います。

以上でございます。

○職務代理者

スポーツ共育課と文化課が生涯共育課に統合されるということで、変更に至った部分がいろいろあります。昨年スポーツ課と生涯学習課がスポーツ共育課になったばかりで、改めて再編成ということで、大変なことだと思います。何か御意見、御質問ありましたらお願いします。

では、この規則の一部改正に賛同される方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○職務代理者

ありがとうございます。

では、第1号議案について承認されましたのでよろしくお願いいたします。

続いて第2号議案に移りたいと思います。小中学校に就学すべき学校の指定に関する規則の一部改正について、教育総務課、お願いいたします。

○教育総務課長

それでは、第2号議案について御説明させていただきます。

13ページになります。

こちらにつきましては、作手小学校北校舎、南校舎が4月1日から作手小学校1校舎体制になるに当たりまして、通学区域を変更するものでございます。

14ページをごらんいただければ見やすいと思いますが、作手小学校北校舎の通学区域、作手小学校南校舎の通学区域を合わせた形で作手小学校の通学区域としているところであります。

また、作手小学校が1校舎になるに当たりまして、作手中学校の通学区域、今までは北校舎及び南校舎の区域という表現をさせていただいておりましたが、作手小学校の区域という表現に変えさせていただくものであります。

以上です。

○職務代理者

作手小学校の北校舎、南校舎が作手小学校ということで改められるということで、改正項目がございます。何か御質問、御意見ございますか。

ないようですので、では採決に入りたいと思います。

では、この件について承認していただける方は、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○職務代理者

ありがとうございました。

全員賛成ということで、承認していただきました。

では、第3号議案の、新城市教育委員会決裁規程の一部改正について、教育総務課、お願いします。

○教育総務課長

第3号議案について御説明させていただきます。

18ページをごらんいただきたいと思います。

こちらにつきましても、スポーツ共育課、文化課が生涯共育課となるに当たりまして改正するものです。

新旧対照表、19ページをごらんいただきたいと思います。

第4条のところでございますが、教育部長の専決事項ということで、第11条を第10条に改めるという改正でございます。こちらにつきましては、新城市の決裁規程が改正されることによって、今まで11条という明記だったところが10条になるということで改正するものであります。

19ページの下段ですが、スポーツ共育課長と文化課長の専決事項が合わさった形で、生涯共育課長専決事項という改正をしているところであります。

第3号議案につきましては、以上です。

○職務代理者

何か質問はございますか。

これも、生涯共育課に変更になったことによる改正です。では、採決させていただきます。
賛同していただける方は、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○職務代理者

全員一致です。承認されましたので、よろしく申し上げます。

続いて、第4号議案の教育委員会表彰規則の一部改正について申し上げます。

○教育総務課長

それでは、第4号議案について御説明させていただきます。

25ページからでございます。

主な改正は、文言の整理と、今まで市内対象だったものを市外も加えるという形で改正させていただいております。

新旧対照表、29ページからごらんいただければと思います。

30ページのところでありますが、第4条のところ、今までは市内に所在するという、市内に限定された形になっておりましたが、その市内限定を改めまして、教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関及び、という表現にさせていただきます、あとは、団体並びに個人という形で改正させていただいているものです。

今年度の表彰する際に、市外の方も対象にというお話がありましたので、今後、市外の方も対象になるような形に改正しているものであります。

以上です。

○職務代理者

表彰規則の一部改正について、何か御質問がありましたら申し上げます。

では、教育委員会表彰規則の一部改正について、賛同いただける方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○職務代理者

ありがとうございます。承認されました。

それでは、次の第5号議案ですね。学校管理規則の一部改正について、教育総務課、申し上げます。

○教育総務課長

先ほどの第4号議案のところですが、32ページになります。

附則のところ、この附則は平成17年10月1日から施行するとそこでとまっていますが、その下に、今回の関係で、公布の日から施行するという文言が、漏れていましたので、また正式なものにつきましては報告させていただきますが、一部漏れたところがありましたので、御報告させていただきます。

では、第5号議案につきまして、36ページになります。

こちらにつきましては、今回新たに栄養教諭の位置づけ、司書教諭について改正させていただくものであります。

新旧対照表、37ページ以降になります。そちらをごらんいただきたいと思います。

今回、新たに栄養教諭の位置づけをさせていただくものでございます。16条の2で、学校に栄養教諭を置くことができる。第2号で、「栄養教諭は、校長の監督を受け、児童又は生徒の栄養の指導及び管理をつかさどる。」ということで、今までも栄養教諭はお見えになったんですが、今回、その位置づけを明確にしたところでございます。

18条、38ページですが、司書教諭のところでございます。ここににつきまして、「学校（学級の数が11以下のものを除く。）に司書教諭を置く。」ということで、12学級あるところについては司書教諭を置かなければならないことになっております。

今までの文言ですと、「学校に司書教諭を置く。」ということで、明確ではなかったものですから、今回、学級の数11以下のところを除く、12学級以上のところについては司書教諭を置くということで、明確にしたものでございます。

3項につきまして、司書教諭については教育委員会が命ずるものとするという形にさせていただいたところであります。

第5号議案については、以上であります。

○職務代理者

では、学校管理規則の一部改正について、御質問、御意見がございましたらお願いします。

栄養教諭につきましては、これは何年か前に制度化されていたと思いますが。

○教育総務課長

漏れていたというところであります。

○職務代理者

そういうことですね。司書教諭については、12学級以上で、11以下のところを除くとなっておりますけれども、これも何か規則に基づいているところですか。

○教育総務課長

そうですね、12学級以上のところには司書教諭を置くということになっていきますので、表現的には、これも法務係と協議させてもらったんですが、学級の数11以下のものを除くという表現にさせていただいています。12学級以上あるところは司書教諭を置くという法令でありますので、それに合わせさせていただいたものであります。

○職務代理者

ありがとうございます。

学校図書館に関する法令だと思いますが、12学級以上で免許所有者が学校に誰もいない、などという事態はないですね。どうでしょう。

○学校教育課長

ございません。これは免許ではなくて資格です。

○職務代理者

資格ですか。ありがとうございます。

○委員

内容的に問題というわけではなくて、主任養護教諭が第16条で、栄養教諭は第16条の2という形で、そういう新しい文言が入ったんですが、これは、主任養護教諭と栄養教諭は違うような気がするんだけれども、16条の2という置き方でいいのか、あるいはこれを17条にして、以下1条ずつ下げたほう

がいいんじゃないかなという気もするんだけど、その辺はどうなんですか。

○教育総務課長

その辺は、法務係と相談させてもらいまして、これを17条にしますと、あと全部ずれて動く形になりますので、なるべく動かさないようにということで16条の2として、16条と17条の間に設けさせていただいたところでありまして。順番的には、16条があるものですからその下に栄養教諭を持ってきた形になります。

○委員

それでいいと言えればいいけど、何か変だなと思うけど。

○教育総務課長

こちらも法務係といろいろと相談したところ、16条の2としても特に問題はないということでしたので、なるべく条ずれをなくすような形で修正させていただいております。

○委員

わかりました。

○職務代理者

よろしいですか。

では、ほかにはないですね。

では、学校管理規則の一部改正について、賛同いただける方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

○職務代理者

ありがとうございます。では承認されましたので、次に移りたいと思います。

第6号議案の、新城市文化財の指定について。文化課、お願いいたします。

○文化課主任

第6号議案ですけれども、鏡岩下遺跡出土品ということで、考古学的な資料として新城市の新しい文化財にするということでありまして。

資料の53ページになります。

それと、始まる前にカラー刷りで2枚資料を用意してありますので、二つ合わせてよろしくお願ひします。

今回、提案させてもらいました鏡岩下遺跡出土品ということで、この鏡岩下遺跡は鳳来寺山の景観を代表します鏡岩、または屏風岩などと呼んでいますが、その岸壁ですとか鏡岩の直下に広がる平坦地で、発掘調査によって出土したのになります。

昭和41年に鳳来町の教育委員会が鳳来町誌の編さん過程の中で発掘調査を実施したものですけれども、その発掘調査後は成果報告をまとめるという作業が行われずに、鳳来寺山自然科学博物館で土器のたぐいを保管していました。鏡という金属製品の貴重なものについては鳳来寺のほうでそれぞれ保管していくといったようなことで、余り人目に触れず今まで来たということがあります。

発掘調査を行って、鳳来町誌にはこの鏡岩下遺跡出土品の点数ですとか物の種別の報告が表にまとめて掲載されているといったことがありまして、一般的には余り知られてこなかったですけれども、学術的にはこの鏡岩下遺跡出土品というのは注目を受けていたのになります。発掘調査の報告書ができていなかったので、なかなかこの出土品の評価というものが定まってこなかったわけですね。

れども、最近、愛知県史の編さんを行ってありまして、その編さん過程で、平成21年には、愛知県史研究という本の中で鏡岩下遺跡の土器の年代ですとか希少価値の成果みたいな報告がなされました。なおかつ、昨年、1年前になりますけれども、こういった季刊考古学という雑誌がありまして、中世のお墓を紹介する本になりますけれども、全国の中世のお墓を代表する、愛知県の代表例ということで、この鳳来寺山の鏡岩下遺跡が取り上げられているといったようなことがありまして、鏡岩下遺跡出土品における価値、評価なりというのがだんだんわかってきたということでもあります。

最後の指定の理由というところでありまして、この鳳来寺山の鏡岩下遺跡出土品というのは、鳳来寺で12世紀後半から13世紀初頭に経塚が造営されたということで、この経塚というのは、平安時代末期に仏教が廃れるということで、その仏教を残していくという活動が行われる中で、仏教の経典を土の中に埋めて保存していくといったような信仰が行われていまして、それを経塚と呼ぶのですけれども、そういったものが造られたということがわかるということでもあります。

経塚が造営された後、13世紀以降、地元の渥美窯ですとか瀬戸物、古瀬戸ですとか常滑の骨壺を用いた納骨が行われていくといったような状況も、この出土品は示しております。

発掘調査では、この骨壺のほかにも、分骨するために、土葬骨ですとか火葬骨みたいな骨と一緒に埋納しているといったようなことで、中世においてはお墓ができるといったようなこと、室町時代になりますと、鏡岩の岸壁に、薬師信仰による自分の穢れを鏡に映して厄除けをするようなことを行う鏡の埋納というものが行われていまして、江戸時代にはその鏡の埋納というのが最盛期を迎えるということが、今回のこの発掘調査出土品の数ですとか物の種類からわかっているということでもあります。

鳳来寺の本堂並びにいろいろな塔頭、坊院がたびたび火災を、江戸時代、中世、近世に火災が発生しておりまして、鳳来寺には文書資料というものの多くが焼失してしまっていて、余り鳳来寺の歴史がわからないといったような中で、これら考古資料は、中世から近世にかけて鳳来寺が経塚を収める聖地として、薬師信仰による骨壺を収める霊場に変容した様子を明らかにすることができる貴重な資料ということで評価を与えまして、新たに市の文化財にしたいということで議案のほうを提出させていただいております。

以上になります。

○職務代理者

ありがとうございました。

何か御質問のある方はございますか。

○委員

この鏡岩の下のところに書いてあるのを読ませていただいて、大変興味を持ちました。よく調べてくださったなということと、あと、この中で小学生が発見したということにまた心を打たれまして、恐竜の骨とか、時々子どもたちがすばらしいものを発見していることが新城でも起こったんだなということで、うれしくなりました。

一つお尋ねしたいんですけども、私たちもこういうところに、この鏡岩の下のところに行けるんですか。

○文化課主任

少し整備をしないと、発掘調査地点に上がるのは厳しいかなという状況になっています。

現在、鐘楼が立っている平坦地があるんですけども、その鐘楼の背後にある斜面を登っていくよ

うな場所が、今回A地点と書いたところになりますので、少し道をつくって、枝をかき分けながら歩いていかななくてはならないような状況になります。

○委員

将来、そこは整備をされるのでしょうか。

○文化課主任

鳳来寺山が国の名勝天然記念物に指定されているものですから、その整備をなかなか簡単にはできないかなという現状はあります。

○職務代理者

出土品の状態が破損もなく、すごくいいように見えるのですが、その要因とか理由はありますか。

○文化課主任

今回、発掘調査で出土した数というのは300点以上出ています。今回の194点には完形品を中心に絞って指定の点数を上げていますので、そういったところで、写真を見ると完形品が多いような印象を受けられるかなと思います。

○委員

では、二、三、教えてください。

この写真のものは、歴史資料館に置いてあるものですね。

○文化課主任

そうです。

○委員

ちょっと専門的なことになるのでわからないんですけども、まず、この上の写真ですけども、この大きい壺が経筒外容器ですね。この六器というのはどれですか。

○文化課主任

六器というのは、一番前列、写真の右から二つ目のものです。

小さい器みたいなものです。

○委員

これを六器というんですか。なんで六器というんですか。

○文化課主任

仏具らしくて、青銅でできているんですけども、金属製品でこういう形をしているものを六器と仏教用語で言うそうです。

○委員

そうなんですか。

次に、その下に、松喰鶴方鏡というのがありましたよね。この松を食べているというのはおめでたいんですか。それから、その松はどこにありますか。

○文化課主任

鶴と松が縁起物ということで、平安時代は主にこの鏡の文様としてはよく用いられる柄であるということがあります。ちょっとこの写真では松が。本当は一番端にちょっとついているんですけども。

○委員

くちばしに松を。食べているんですね。

○文化課主任

食べているんです。はい。

○委員

なるほど。それで松喰というんですね。

あともう1個、人の名前で、この方は何と読むのかがわからないので伺いたいんですけども、53ページの、宗教法人鳳来寺の代表役員の方、藤本さん、何と読まれるんですか。

○文化課主任

住職さんで、ふじもとかうぜんと読みます。

○委員

こうぜんですか、はい、わかりました。

○委員

私もちょっとお尋ねしたいんですけども、さっきの松喰鶴方鏡という、鏡と書いてありますよね。これは本当の鏡だったんですか。年代がたって光って見えないけど、昔は鏡として使われていたんですか。

○文化課主任

こういう鏡で有名な三角縁神獣鏡みたいに、この写真の裏側が表面でつるつるになっています。こちらは裏側の模様のところを写してありますので。

○委員

わかりました。

いま私たちが使っているような鏡ですか。

○文化課主任

青銅になりますので、そんなにピカピカと今は見えるようなものではないです。

○委員

昔は光って、映って見えたということですね。

○文化課主任

はい。

○委員

わかりました。ありがとうございました。

○教育長

担当から見て、一番文化財的な価値のある、これがすばらしいよというのはどれですか。

○文化課主任

1枚目の上の写真の奥側にある、左のつまみがついたもの。これは経筒外容器になりますけれども、この経筒外容器が、三重県の朝熊山経塚という国の史跡になっているところがありまして、そちらで国宝になっているものと同じ形のものになりますので、これが一番価値が高いかなと思います。

三重県の国宝になっている理由としては、この経筒外容器に年号が彫ってあるものですから、時代が特定できるということですのでごく価値が高いという評価を受けているんですけども、残念ながらこの鏡岩下遺跡の経筒外容器については何の文様も字もありませんので、形が似ているという程度であるというのが、今の現状であります。

○教育長

では、年代測定をしてみれば国宝になる価値もあるわけだね。

○文化課主任

今後、市の指定になりましたら、愛知県のほうに県指定の方向も少しお話してみたいなどは考えております。

○教育長

市民や記者への情報提供の予定は。

○文化課主任

やります。明日の記者懇談会にはちょっと間に合わないかなと思いますけれども。

○教育長

鳳来寺の今昔の情報提供は。

○文化課主任

あわせて、やろうかなと思います。同じ鳳来寺山のものであります。

○教育長

両方ともすばらしいものだと思うので、ぜひ、お願いします。

○職務代理者

では、あとはよろしいですか。

それでは、鏡岩下遺跡出土品の文化財指定ということで、お認めいただける方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

○職務代理者

ありがとうございます。

では、承認されましたので、よろしく願いいたします。

続いて、第7号議案の鳳来寺山自然科学博物館学術委員の委嘱について、文化課、お願いします。

○文化課参事

鳳来寺山自然科学博物館学術委員の委嘱につきましては、設置及び管理に関する規則第2条の規定に基づき委嘱をしていますが、2年間の委嘱期間になっております。

博物館では18名の学術員がいるわけですが、そのうち任期途中で、昨年、鈴木和博先生が亡くなりました。そういった関係で、29年度の学術員に鈴木先生にかわる方ということで、次ページ、55ページにありますが、河村愛さん、女性の方ですけれども、委嘱についてお諮りするものでございます。

この方は、第四紀と言っています260万年から現代にいたる地質、その辺について研究されている方で、今は二つの大学の非常勤講師等をされています。学芸員の資格もお持ちでして、ここには書いていないですが理学博士、博士号も持っています。

現在、学術委員をされている河村善也先生の娘さんに当たりますが、ことしから協力員という形で一緒に活動もされて、実践を積んできておられまして、来年度の平成29年度から、鈴木和博先生の後を継ぐという形で1年間になりますけれども、委嘱をお願いしたいと考えております。

以上です。

○職務代理者

特に質問はありませんね。

では、29年度の博物館の学術委員として、河村氏に委嘱をとという案です。お認めいただける方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○職務代理人

ありがとうございました。

では、承認されましたので、よろしくをお願いいたします。

次の第8号議案、設楽原歴史資料館の管理及び運営に関する規則の一部改正について、同じく文化課、お願いいたします。

○文化課副課長

第8号議案と第9号議案と第10号議案なんですが、改正内容が同一なので、一括で審議していただくと助かりますが、よろしいですか。

○職務代理人

こちらも助かります。

○文化課副課長

それでは、別紙でお手元に配らせていただきました第8号議案の説明をさせていただきます。

今回の一部改正の内容としましては、観覧料の減免を受けることのできる方の範囲を、今までは身体障害者手帳、療育手帳だけの方が対象範囲だったんですが、新たに精神障害者保健手帳を持っている方を書き加えさせていただきました。

観覧料の減免については、それぞれ、身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者保健手帳を持っている方について減免率を100%とさせていただき、今まで、身体障害者手帳と療育手帳の方について減免率50%のものを100%にするという改正内容になっております。

以上です。

○委員

確認ですけれども、旧のほうは「介護者」であって、新のほうは「引率者」ですね。この違いは何か。

○文化課副課長

これについては、「介護者」という言い方よりも、法務係と協議しまして「引率者」という表現のほうが適切ではないかということで、「引率者」に変更をさせていただきました。

○委員

要するに、かいがいしく介護していなくても、一緒に来た人を対象にするという意味合いなんだね。

○文化課副課長

はい。

○職務代理人

あとはよろしいでしょうかね。

では、続いてお願いします。

○文化課副課長

内容については、第9号、第10号議案も同様の改正となっておりますのでよろしく申し上げます。

設楽原歴史資料館、長篠城址史跡保存館、鳳来寺山自然科学博物館の管理運営の規則の一部改正となります。

○職務代理者

内容は一緒ですね。

○文化課副課長

はい。

○職務代理者

どれも、減免率100%になって、表現を同じように合わせてもらっているんですね。わかりました。あと、何か質問はよろしいですか。

では、ないようですので、今の第8号議案、第9号議案、第10号議案を一括して、賛同していただける方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○職務代理者

ありがとうございます。

では、承認されましたのでよろしくをお願いいたします。

日程第4 協議事項

○職務代理者

それでは、日程第4の協議事項に入りたいと思います。

ちょっと休憩にしましょうか。では、10分から再開するということをお願いします。

午後4時05分 休憩

午後4時10分 再開

○職務代理者

それでは、再開します。

日程第4の協議事項に移りたいと思います。

最初に、教育委員会表彰の事務取扱要綱の一部改正について、教育総務課、お願いします。

○教育総務課長

それでは、資料の54ページになります。

今回、この要綱の改正につきましては、誤りがありましたのでその所を修正するために改正する者であります。

第1条のところですが、旧のところは第5条となっておりますが、第5条については表彰に関することを指しておりますので、こちらについては2条から第4条までが正しいかたのものですから、第4条に修正させていただいております。

第1条の第3号ですが、こちら規則第2条第8号の規定と以前はなっていましたが、本来は第5号が正しいですので、そちらを修正しております。

あと、次のページ、58ページでございますが、別表のところ、こちらについては現在の正しい団体

名称に変えさせていただきました。

今回の改正については、誤りがあったところを直したという改正でございます。

以上です。

○職務代理者

ありがとうございます。

直しをしっかりとさせていただいて、修正をしていただくというお願いです。

何か、お気づきのところ、ありましたらお願いします。特にないようですね。

これも採決というか、承認が必要ですね。

では、今の改正についてお認めいただける方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○職務代理者

ありがとうございました。

では、承認されました。続いて、学校運営協議会を設置する学校の指定について、お願いいたします。

○教育総務課長

別添で本日お配りさせていただきました、新城市教育委員会告示第5号の関係でございます。それと、新城市立小中学校における学校運営協議会設置要綱をごらんいただきたいと思います。前回御指摘がありました設置要綱について、文言について修正の意見がございましたので、その部分を修正させていただいております。設置要綱については、これが最終的な形になるかと思っております。

修正したところは、第1条の3行目の真ん中あたり、「学校運営への参画」としました。前回「学校運営の促進」という文言を使わせていただいていたのですが、委員から参画という言葉のほうが適切ではないかということで、ほかの市町の文言を見るとやはり参画という言葉のほうが正しい言い方だなということで、参画に修正させていただいております。

それと、御指摘のありました第6条のところ、基本方針の審議というところですが、協議会の審議を得なければならないという文言を入れさせていただいていましたけれども、今回、御指摘がありましたので、文言を変えさせていただいております。

第6条の前段部分の「審議を経なければならない」というところと、第2項の「設置校の校長は、前項の規定により審議を経た」というところで、文言を修正させていただいております。

それと、もう1点違うところがございます、第2条の指定というところでございます。今回、1条、1項2項という形になっておりますが、前回までは3項構成でありました。以前、2項のところ、「校長は前項の指定を受けようとするときには教育委員会に申請しなければならない。」という形で2項を上げておりましたが、その部分を削除させていただいております。「申請しなければならない。」ということ削除して、第2条の第1項にあります「教育委員会は、協議会を設置する学校として指定することができる」ということを捉えまして、別添にあります新城市教育委員会告示第5号において、設置する学校は新城市立作手小学校とする。指定期間は平成29年4月1日から平成31年3月31日とするという形で教育委員会が指定する形の方向に改めさせていただきたいということで、今回告示の第5号を上げさせていただいているところであります。

特認校のときにもそうでしたが、特認校も告示することによって指定するという形をとらせていた

できました。それと同じように、教育委員会が認めた団体で指定するという形にさせていただければということで、今回議案にあげさせていただいております。

以上です。

○職務代理人

ただいまの学校運営協議会設置要綱ですが、修正点がありました。何か御意見、御質問がありましたらお願いいたします。

特には、よろしいですか。

コミュニティスクールとして、新城市初の学校運営協議会の設置ということになります。この要綱に基づいて設置されることとなりますので、これが今後のモデルになろうと思いますので、よろしくお願いいたします。

では、特に意見もないようですので、賛同していただける方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○職務代理人

ありがとうございます。

では、承認されましたので、作手小学校の運営協議会、よろしくお願いいたします。

○委員

お尋ねしたいことがございまして、愛知県子ども貧困調査というのが昨年の12月にあつて、3月に貧困率の結果が出たと思うんですが、新城市において、その愛知県の調査の対象になった学校というかクラスがあつたのでしょうか。

○職務代理人

わかりますでしょうか。

○学校教育課長

ありました。

○委員

その学校の結果は、やはり通知されたんですか。

○学校教育課長

教育委員会を通さずに来たのでよくわかりません。市がかかわっているとしたら、健康福祉課がかかわった調査であつたと思うんですけれども、細かいことについては、一切来ていないのでよくわかりません。

日程第5 報告事項

○職務代理人

では、日程第5の報告事項に移りたいと思います。

平成28年度体徳知の教育活動推進事業研究委嘱校について、お願いいたします。

○学校教育課長

大変申しわけないんですが1点だけ訂正です。

28年度と書きましたけれども、29年度です。29年度の体徳知の教育活動推進事業研究委嘱校については、記載校の残り4校ということになっておりまして、自動的に決まってまいりました。どこの学

校かと申しますと、舟着小学校、鳳来寺小学校、作手小学校、作手中学校であります。

詳しい内容等につきましては、今、各学校で研究方針をつくって、どんな計画でいくかということについて、組み立てているところでございます。また、その研究テーマ等がはっきりしてきたら委員の皆様にもお伝えしたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○職務代理人

今の件について、何かありましたら申し上げます。

○委員

これが、来年度で最後ですか。

○学校教育課長

この研究は2年委嘱でやっけていまして、28年度、今年受けたところが来年度発表いたします。

今申し上げました4校は29年度の委嘱になりますので、30年度に発表になります。そこで発表としては全部終わりになります。

また、この研究委嘱については、学校力、そして教師力を上げていくためには1つの大切な委嘱事業だと考えておりますので、また新たな事業を起こしていきたいと思っております。

まだ詳しいことは固まっております。

以上です。

○委員

ありがとうございます。

○職務代理人

今の研究委嘱について、4校の委嘱で本年度が最後ということですが、次に新たなスタートを切る際には委嘱のあり方を再検討していただきたいと思っております。

学校数が19校に減っていますので、19校の中で4校を指定すると、単純に計算しても5年に1回、2年継続ですので4年に1回は研究指定の委嘱を受けることとなります。そうすると、指定を受けない期間は3年間しかないのですね。3年後に次の委嘱を受けることとなると考えられますから、委嘱が大変多いというように思います。

委嘱をするということは、教員にとっては力をつけるということで非常に意味があるとは思いますが、子どもにとってはどうだろうか。確かに力がつけられるところはあるかと思いますが、教員の多忙化ということもやはり配慮していく必要があろうと思っておりますし、子どもと向き合う時間がなくなるとか、いろいろなところでマイナス面もあろうかと思っております。英語の教科化や道徳の教科化といった差し迫った大きな課題への対応が必要な時期です。研究委嘱は考える必要があろうかというように思います。

特に、校長が退職されたときに研究委嘱の発表が残されていたという事態も起こっているようですので、委嘱については改めてよく検討していただけるといいかなと思っております。

○学校教育課長

ありがとうございます。本当に働き方改革も大切なことだと考えます。今委員さんがおっしゃられたことを頭に入れながらやっていきたいと思っております。

ただ、新城教育を過去振り返ってみると、非常にたくさん研究校があって、そこでかなり遅くまでやっていたという時代もありました。その反動でしばらく研究はよくないと、やり過ぎるのはよくな

といった時期があったと思います。その時期を超えてきたところで、教科の専門性などを考えると、心もとないところが全くないとは言えないこともあります。働き方も大切ですが、やはり教師力がつくことによって子どもへの教育活動の充実に還元されるということを前提として、研究委嘱を考えていきたいと思います。

以上です。

○職務代理者

よろしくお願いします。

日程第6 その他

○職務代理者

それでは、その他に移りたいと思います。

○委員

先の学校運営協議会のことなんですけれども、学校評議員の委員に、地域にこんな人がいるというような推薦を、学校に対してしてもよろしいのでしょうか。

○教育長

結局、校長が推薦するときに、大切な情報がないとこういうことはできないし、狭い範囲ではまずいと思うので、いろいろな方の情報は結構じゃないですか。こういう方がいますので、ぜひお願いしたいとかは、教育委員の立場で言うところとちょっと難しいところがありますので、そのあたりは考えていただきながら。

○委員

一応情報として、こんな方がいらっしゃいますよというぐらいのことはいいですか。お決めになるのは、学校ですからね。

○教育長

学校の主体性を尊重しつつ、立場があるので難しいところもあるんですけどね。

○委員

わかりました。

○職務代理者

そのほか、いいですか。

では、その他のところへ行きます。

教育総務課、教育委員会会議の日程についてお願いします。

○教育総務課長

別紙で、平成29年度定例教育委員会会議予定表と、A4の横書きの教育委員出席会議と年間の予定を掲載させていただいております。また御予定をよろしくお願いいたします。

○職務代理者

では、退職辞令伝達・感謝状贈呈式について、学校教育課、お願いします。

○学校教育課長

先ほどもお話をさせていただきましたが、平成28年度の退職辞令伝達と感謝状贈呈式を、31日金曜日午前11時から、勤労青少年ホームの集会室にて行いたいと思います。

お車につきましては、新城小学校にとめていただければ近いのでよろしいのではないかと考えています。よろしくお願ひします。

それから、平成29年度の発令通知・補職辞令交付式でありますが、1日ではなくて3日の月曜日10時から、勤青ホームの軽運動場で行いたいと思ひます。駐車場につきましては、新城小学校にお願ひしておきますので、よろしくお願ひします。

先ほど教育総務課から出していただきました教育委員さんの出席会議のところに、学校訪問を一応入れてあるんですが、少し修正を加えないといけないところが出てまいりました。

したがいまして、次のときにはある程度出せるようにしておきたいと思ひます。この日付の近辺だと思ひていただければいいかと思ひますが、よろしくお願ひします。

また、今度出すときには委員さんのお名前も入れさせていただきたいと思ひます。基本は1回ですが、2回行っていただく方もおみえになるかと思ひます。過去のデータをもとに、二人の方が多分2回行っていただくことになると思ひますので、そのときには御了承いただけるとありがたいと思ひます。

なお、日にちについては都合があると思ひますので、入れかえていただいても構わないと思ひます。どうぞよろしくお願ひします。

以上です。

○職務代理者

ありがとうございました。

それでは、4番の教育委員会辞令交付式について、教育総務課、お願ひします。

○教育総務課長

教育委員会の辞令交付式、同じく4月3日の月曜日に、教職員関係が終了して、一応11時15分からはなっておりますが、終了次第、教育委員会の辞令交付式を行いたいと思っておりますので、引き続きよろしくお願ひいたします。

以上です。

○職務代理者

何か、御質問等ありますか。

では、私から伺いたいことがあるのですが、鳳来寺小のぶっぼ～荘の状況ですが、これで1年が終わって、来年度の方向がそろそろ見えてきているのかなと思うのですが、状況を教えていただけるとありがたいんですが。

○スポーツ共育課参事（共育）

来年度、活動に参加される子どものとりまとめ等は終わったと思ひますが、この29日に今年度最後の実行委員会がありますので、そこで方向が決定されると思ひます。今のところは、これまでに報告させていただいたとおり、ボランティアの数が不足しているので、月曜日と木曜日は活動をお休みとし、またボランティアが集まったら再開したいということまでの話は聞いておりますが、それ以降の具体的なことにつきましてはまだ伺っておりません。

○職務代理者

ということは、引き受けてもらえる日は週3日になるということですね。

○スポーツ共育課参事（共育）

ボランティアの募集はずっと行っておりますが、新年度のスタートにどれだけ集まったかは、まだこちらも把握できておりません。それも含めてこの29日の会議の中で方針が出るかと思えます。

○職務代理者

もし仮にそこでボランティアの方が集まらなくて、週に3日しか運営できませんということになったときに、仕事を持ってみえる保護者の方で困る方が出てくることになりますよね。

○スポーツ共育課参事（共育）

そうですね。

○職務代理者

その場合は、児童クラブに移行するという事はあり得るんですか。

○スポーツ共育課参事（共育）

児童クラブを連続でなく単発でこの日だけ開設するというのは、難しいと思います。

○職務代理者

地域の方々が、行政に頼らないでボランティア精神で始められ、それがうまくいけば共育のモデルケースになるかなと期待していました。ボランティアの方が今まで、本当によく頑張ってみえたということだと思うのですが、仮にそういう事態になるとすると、非常に残念な結果になると思います。そこで、教育委員会としてはどういう支援ができるのかということですが、29日の会議を終えてから今後の方向を検討するという事になるかと思うのですが。

熱い志をもって立ち上げ、運営されてきたところですので、週3回の活動に縮小されるというのは非常に残念ですので、ここでできる支援は何かを考えるべきではと思います。会議には教育委員会からも参加しますよね。その経過につきまして教えていただければありがたいです。

では、そのほか。

○職務代理者

では、以上で教育委員会を終わりたいと思いますが、次回の会は4月27日、2時半から開発センターですのでよろしくお願いいたします。

では、以上をもちまして、3月の定例教育委員会議を閉じたいと思います。

ありがとうございました。

閉会 午後5時00分

教 育 長

職 務 代 理

委 員

委 員

委 員

委 員

委 員

書 記